

雜錄

鐵鋼需給統制規則

商工省令第 19 號

昭和 12 年法律第 92 號第 2 條及第 3 條の規定ニ依リ鐵鋼需給統制規則次ノ通定ム

昭和 15 年 3 月 30 日

商工大臣 藤原銀次郎

鐵鋼需給統制規則

第 1 條 本則ニ於テ鐵鋼トハ別表甲號ニ掲タルモノヲ除クノ外銑鐵、鑄鐵管、鋼塊、壓延鋼片、シートバー、ティンバー、スケルプ及壓延鋼材ヲ謂フ

第 2 條 鐵鋼ノ製造業者（以下製造業者ト稱ス）ノ組織スル團體ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ（以下生産統制機關ト稱ス）ハ製造業者ニ對シ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル製造業者別ノ鐵鋼ノ種類別生産割當數量ヲ當該製造業者ニ指示スベシ

前項ノ指示ヲ受ケタル製造業者ハ其ノ指示ニ從ヒ鐵鋼ノ製造ヲ爲スベシ

第 3 條 製造業者ハ其ノ製造シタル鐵鋼ニシテ別表乙號ニ掲タルモノヲ商工大臣ノ指定シタル者（以下配給統制機關ト稱ス）以外ノ者ニ賣渡スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第 4 條 配給統制機關以外ノ者ハ製造業者ヨリ其ノ製造シタル鐵鋼ニシテ別表乙號ニ掲タルモノヲ買受クルコトヲ得ズ但シ前條但書ノ許可ヲ受ケ賣渡ス鐵鋼ヲ買受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第 5 條 製造業者ハ鐵鋼製造用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル場合ヲ除クノ外生産統制機關ヨリ交付ヲ受ケタル鐵鋼使用承認書ニ定期ム鐵鋼ノ種類別數量ヲ超エ共ノ製造シタル鐵鋼ヲ使用スルコトヲ得ズ

第 6 條 生產統制機關ハ鐵鋼使用承認書ヲ發行シ之ヲ製造業者ニ交付スベシ

前項ノ鐵鋼使用承認書ハ商工大臣ノ定期ム鐵鋼ノ種類別數量ノ限度ヲ超エ之ヲ發行スルコトヲ得ズ

第 7 條 配給統制機關及鐵鋼ノ販賣業者（シャーリング業者ヲ含ム以下販賣業者ト稱ス）ハ販賣（剪断シテ爲ス場合ノ販賣ヲ含ム以下同ジ）ノ目的ヲ以テ買受ケタル鐵鋼ヲ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第 8 條 配給統制機關ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ販賣業者ニ對シ其ノ鐵鋼ノ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

商工大臣ハ鐵鋼ノ配給ノ圓滑ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ販賣業者ニ對シ前項ノ指示ニ從フベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第 9 條 鐵鋼ハ官廳ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定シタル者若ハ團體（以下需要統制機關ト稱ス）ニ於テ發行シタル鐵鋼割當證明書ト引換フルニ非ザレバ之ヲ賣渡シ又ハ買受クルコトヲ得ズ但シ次ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

1 次ノ各號ノ一ニ該當スル鐵鋼ヲ賣渡シ又ハ買受クルトキ

イ 御料品

ロ 配給統制機關又ハ販賣業者（別表乙號ニ掲タル鐵鋼ニ在リ

テハ當該鐵鋼ニ付配給統制機關ノ指定シタル販賣業者ニ限ル）ガ販賣ノ目的ヲ以テ買受クル鐵鋼

2 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

3 天災事變其ノ他已ム得ザル事由アリタルニ因リ鐵鋼割當證明書ニ依ルコトヲ得ザルトキ

前項第 3 號ノ規定ニ依リ鐵鋼割當證明書ニ依ラズシテ鐵鋼ヲ賣渡シタル者ハ遲滯ナク其ノ事由ヲ具シ其ノ賣渡先別種類別數量ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第 10 條 需要統制機關ハ商工大臣ノ定期ム鐵鋼ノ種類別數量ノ限度ヲ超エ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコトヲ得ズ

需要統制機關ニ於テ發行スル鐵鋼割當證明書ハ別記様式ニ依ルベシ

第 11 條 鐵鋼ヲ使用スル作業又ハ工事ヲ請負ヒタル者當該作業又ハ工事ニ使用スル鐵鋼ヲ買受クル爲註文者ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケタルトキハ當該鐵鋼割當證明書ヲ自己ノ所スル需要統制機關ニ提示シ之ニ其ノ證印ノ押捺ヲ受ケベシ

第 12 條 鐵鋼割當證明書ハ之ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヨリ譲受クルコトヲ得ズ但シ鐵鋼ヲ使用スル作業又ハ工事ヲ請負ヒタル者ガ當該作業又ハ工事ニ使用スル鐵鋼ヲ買受クル爲註文者ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第 13 條 鐵鋼割當證明書ト引換ヘ買受ケタル鐵鋼ハ之ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヨリ譲受クルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第 14 條 鐵鋼割當證明書ト引換ヘ鐵鋼ヲ賣渡シタル者ハ遲滯ナク當該鐵鋼割當證明書ノ相當額ニ賣渡シタル鐵鋼ノ數量、賣渡ノ年月日並ニ自己ノ氏名名稱及住所ヲ記入スベシ

前項ノ規定ハ鐵鋼使用承認書ニ依リ鐵鋼ヲ使用シタル製造業者ニ之ヲ準用ス

第 15 條 鐵鋼割當證明書ト引換ヘ鐵鋼ヲ賣渡シタル者當該鐵鋼割當證明書ニ定期ム數量ノ全部ニ相當スル鐵鋼ヲ賣渡シタルトキハ其ノ翌月 15 日迄ニ當該鐵鋼割當證明書ヲ商工大臣ノ指定シタル配給統制機關ニ提出スベシ

配給統制機關ハ前項ノ鐵鋼割當證明書ヲ其ノ提出アリタル月ノ末日迄ニ生產統制機關ニ提出スベシ

製造業者鐵鋼使用承認書ニ定期ム鐵鋼ノ種類別數量ノ全部ニ相當スル鐵鋼ヲ使用シタルトキハ其ノ翌月 15 日迄ニ當該鐵鋼使用承認書ヲ生產統制機關ニ提出スベシ

第 16 條 製造業者ハ毎月末日迄ニ前月中ニ於ケル鐵鋼ノ種類別ノ生産數量、買受數量、賣渡數量及使用數量並ニ前月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量ヲ記載シタル報告書ヲ生產統制機關ニ提出スベシ

第 17 條 販賣業者ハ毎月 15 日迄ニ前月中ニ於ケル鐵鋼ノ種類別ノ買受數量及賣渡數量並ニ前月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ノ指定シタル配給統制機關ニ提出スベシ

第 18 條 需要統制機關ハ毎月 20 日迄ニ前月中ニ發行シタル鐵鋼割當證明書ニ定期ム鐵鋼ノ種類別數量ヲ記載シタル報告書ヲ生產統制機關ニ提出スベシ

第 19 條 配給統制機關ハ毎月 20 日迄ニ前月中ニ賣渡シタル鐵鋼ノ

賣渡先別種類別數量ヲ記載シタル報告書ヲ生産統制機關=提出スペシ

第20條 生産統制機關ハ毎月20日迄=第16條及前2條ノ規定ニ依リ前月中=提出アリタル報告書ノ概要ヲ商工大臣ニ報告スペシ

第21條 販賣業者ハ帳簿ヲ備へ次ニ掲タル事項ヲ記載スペシ

1 買受ケタル鐵鋼ノ種類別數量及價格，買受ノ年月日並=買受先ノ氏名名稱及住所

2 賣渡シタル鐵鋼ノ種類別數量及價格，鐵鋼割當證明書ノ發行者賣渡ノ年月日並=賣渡先ノ氏名名稱及住所

3 每月末=於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量

第22條 商工大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ販賣業者又ハ需要統制機關ノ帳簿ノ他ノ検査ヲ爲サシムコトアルベシ

附 則

木則ハ昭和15年4月10日ヨリ之ヲ施行ス但シ第18條及第19條ノ規定ハ昭和15年5月1日ヨリ，第20條ノ規定ハ同年6月1日ヨリ之ヲ施行ス

鐵鋼配給統制規則ハ之ヲ廢止ス但シ本則施行前從前ノ罰則ヲ適用スペカリシ行為ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本則施行前ニ發行シタル鐵鋼配給統制規則第2條ノ鐵鋼割當證明書ハ之ヲ本則ニ依ル鐵鋼割當證明書ト看做ス

第14條第1項ノ規定ハ前項ノ鐵鋼割當證明書ニハ之ヲ適用セズ
別表甲號

1 鋼ノ含有量1萬分ノ3以下ノ銑鐵

2 電氣爐，堀掛爐又ハ酸性平爐ニ依リ製造シタル鋼ヲ材料トシテ製造シタル鋼塊，壓延鋼片，シートバー，ティンバー，スケルプ又ハ壓延鋼材ニシテ次ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

イ 炭素ノ含有量1,000分ノ6乃至1,000分ノ15ニシテ磷及硫黃ノ含有量各1萬分ノ3以下

ロ 硅素又ハマンガンノ含有量1,000分ノ8以上但シ硅素及マンガンヲ含有スル場合ハ其ノ合計含有量1,000分ノ15以上

ハ ニッケル，クロム，銅又ハアルミニウムノ含有量1,000分ノ4以上

ニ タングステン，モリブデン，ソナヂウム，コバルト，チタニウム，デルコニウム，硼素，ペリウム，ウラニウム又ハタンタリウムノ含有量1,000分ノ2以上

別記

様式 日本標準規格A列5號

販賣業者登記書		
第 1 号		
(登記年月日 年度等) (年月日) (登記年月日)		
(販賣ケタル者ノ氏名名稱及住所)		
(市町村)		
(使用者)		
用 途	種 類	數 量
販賣年月日 販賣數量 附 考		
(販賣人ノ氏名名稱及住所)		
(使用者)		
(市町村)		
(使用者)		
(販賣人ノ氏名名稱及住所)		
(販賣人ノ氏名名稱及住所)		

ホ 前2號ニ掲タル元素(銅ヲ除ク)2以上ヲ含有シ其ノ合計含有量1,000分ノ4以上

別表乙號

1 銑鐵，銅塊，壓延鋼片，シートバー，ティンバー，スケルプ

2 棒鋼，形鋼，厚板，厚サ3耗超ノ中板，ユニバーサル鋼板，扁板，線材

3 厚サ3耗以下ノ中板，薄板，仕上鋼板，珪素鋼板，硬鋼板，試力(試力原板及之ニ表面加工シタルモノア含ム)，帶鋼

4 鋼管

参照 昭和12年9月10日公布法律第92號は輸出入品等に關する臨時措置に關する件なり

米國製鋼能力過去10年間の變遷("Steel Fact" March, 1940)

1. 舊製鋼爐の技術的改善に依る増加 65%

新設製鋼爐に依る増加 35%

2. 昨年末現在能力 80,951,000t

1929年末現在 70,636,000t

差 引 10,315,000t の增加

(増加率の比較的少なきは多數舊式爐の廢棄に依る)

1. 現在平爐鋼の生産高は製鋼高合計の9%を占む

1. 代表的平爐の出銅回数，出銅高其他

過去10年間に於ける製鋼能力増加合計の内65%は新設製鋼爐の能力で，35%は舊來の改善された製鋼爐の能率増加を指示するものである。

1929年末以來，年產インゴット能力の増加は合計13,400,000t(單位ネットt～2,000t以下同じ)に達した。此の内約8,658,000tは新設製鋼爐のもので，4,730,000tは技術的進歩の結果古い爐の生産能力が増加したるものである。然しながら斯業は過去10年間に於て年生産能力合計3,073,000tに達する數多の舊式爐を廢棄した。その結果斯業の鋼製能力は過去10年間に於て差引き僅に約10,315,000tの増加を示したに過ぎない。而して1939年末現在の製鋼能力合計は10年前の70,636,000tに比し80,951,000tに達した。

新設爐 1929年以来製鋼能力合計8,658,000tに達する製鋼爐が新設された。この内新平爐の能力は92%以上を占め、新電氣爐と轉爐のそれは各々約4%に過ぎない。

又過去10年間に於て廢棄された製鋼設備能力合計の内約51%が平爐，47%が轉爐，残りの2%が電氣爐と堀掛爐であつた。

全鉄塊生産高の約9%を生産する平爐の設計と作業が最近年間に於て著しく改善されたのであつた。製鋼能力の増加したのは主として此の改善に依るものである。

代表爐4基の記録 是等の技術的改善が生産高に及ぼしたる影響は最高作業の2期(1929年及1939年)に於ける4基の代表平爐の生産記録に依て表示されて居るがその生産高の増加率は平均31%である。即ちその間1回の公稱能力225tの1基の平爐は1929年5月に於て1日平均307tを生産した而して1日平均の出銅回数は14回であつた。然るに10年間に於ける技術的進歩の結果として1939年に於ける同一爐の生産高は1929年當時に比し22%を増加し而して昨年のレコード月に於ける1日の生産高は平均374tに増加し1日の出銅回数は16回に達した。

又170t爐の日產高平均は1929年には302tであつたが1939年には305tに即ち31%の増加を示し、一方1回の公稱能力110tの小平爐の日產高は1929年の186tから1939年には43%増の265tに増加した。同様に85t爐の日產高平均は此の10年間に於て133t

から 179t へ 25% を増加した。170t 爐の出鋼回数は此の 10 年間に於て 20 から 24 へ 110t 爐のそれは 17 から 22 へ 85t のそれは 17 から 19 回へそれぞれ増加した。

生産能力増加の要因 平爐生産能力増加の要因は (1) 原料として屑鐵の使用が増加したこと (2) 大量の原料を裝入し得るやうに爐の設計に改変が加へられたこと等である。 (3) 補助設備が改善されたこと等である。爐に屑鐵の裝入割合が増加して銑鐵の割合が減じたことは裝入物を一様なる高級鋼へ精煉する所要時間を減ずる。

(K. K. 生)

臨時日本標準規格 (5月2日官報公報 2)

燐青銅板 (臨時日本標準規格第 25 號)

(本規格は時局に鑑み臨時に制定したものにして當分の内之に依るものとす)

第一章 總 則

第一條 本規格は燐青銅板に之を適用す。但特殊の用途に供するものに付ては此の限に在らず。

第二條 燐青銅板 (以下單に板と稱す) の種別及其の記號は次の通す。

種 別	記 號	主なる用途
第一種	PB P1	ばね用、雑用
第二種	PB P2	ばね用、化學工業用

第三條 前條の各種は其の質の硬軟に依り之を次の 3 種に區分す。

1. 軟 質 2. 半 硬 質 3. 硬 質 主としてばね用

第二章 製 造 法

第四條 板の製造に使用する銅及錫は良質の新地金なることを要す但し経歴並に成分明瞭にして實用上差支なしと認めたる古地金は註文者又は其の指定したる検査員 (以下單に検査員と稱す) の承認を経て之を使用することを得。

第五條 板は其表面平滑にして絆げ疵、割れ、縦疵其他有害なる缺點なきことを要す。

第三章 化 學 實 驗

第六條 板は第 1 表の成分を有することを要す。但し 0.4% 以下の不純物を含有するを妨げず。

第 1 表

種 別	記 號	銅%	錫%	燐 %
第一種	PB P1	残 部	2~4	0.6 以下
第二種	PB P2	残 部	5~8	0.6 以下

第七條 板の製造者は 1 鑄塊又は 1 熔解毎に分析成績を註文者又は検査員に提出するものとす。但し註文者又は検査員に於て必要なしと認めたるときは本試験を行はざることを得。註文者又は検査員に於て必要と認めたるときは指定の板より試料を採取し分析を爲すことを得。

第四章 寸法及重量の公差

第八條 板の寸法の公差は第 2 表に依る。

第 2 表

単位 mm

幅 × 長	300 × 600	365 × 1,200	450 × 1,200	幅の公差	長の公差
厚	厚 の 公 差				
0.10	± 0.02				
0.16	± 0.03				
0.20	± 0.03				
0.23		± 0.04			

0.26	± 0.04			
0.29	± 0.04			
0.32	± 0.04			
0.35	± 0.05			
0.40	± 0.05			
0.45	± 0.05			
0.50	± 0.75			
(0.55)	± 0.75			
0.60	± 0.75			
0.65	± 0.75			
0.7	± 0.75			
0.8	± 0.75			
0.9	± 0.75			
1.0	± 0.1			
1.2	± 0.1			
1.4	± 0.1			
1.6	± 0.1			
1.8	± 0.1			
2.0	± 0.15			
2.3	± 0.15			± 0.15
2.6	± 0.15			
2.9	± 0.15			
3.0	± 0.2			± 0.2
(3.5)	± 0.2			
4.0	± 0.2			
(4.5)	± 0.2			
5.0	± 0.2			
(5.5)	± 0.2			
6.0	± 0.2			

厚に括弧を附したるものは成るべく使用せざるを可とす。

第五章 抗張試験、屈曲試験

第九條 抗張試験、板の縦又は横方向より切取りたる標準抗張試験片第五號を用ひ第 3 表の規定に合格することを要す。但し厚 0.5 mm 未満の板に在りては本試験を省略するものとす。

試験片は試験前之を加工又は焼鈍することを得ず。

第 3 表

種 別	第 一 種		第 二 種	
	抗張力 kg/mm ²	伸 %	抗張力 kg/mm ²	伸 %
軟 質	28 以上	40 以上	30 以上	50 以上
半 硬 質	35 以上	15 以上	50 以上	20 以上
硬 質	50 以上	3 以上	65 以上	7 以上

第十條 屈曲試験、板の縦方向より適宜の長及幅の試験片を切取りたるまま之を焼鈍することなく第 4 表の規定に依り之を行ひ屈曲部に裂疵其の他の缺點を生ぜざることを要す。

但厚 2mm を超ゆる板には之を行はず。

第 4 表

種 別	第 一 種		第 二 種	
	屈曲角度	内側半径	屈曲角度	内側半径
軟 質	180	密 着	180	密 着
半 硬 質	180	厚の 12 倍	180	厚の 1 倍
硬 質	180	厚の 1 倍	180	厚の 2 倍

第六章 檢 査

第十一條 種別、質別及厚を同じくする板 50 枚又は其の端數を 1 組と爲し各組より任意に 1 枚を取出し之に依り所要の試験全部を行ひ其の組の良否を決定す。若試験の成績が本規格に合せざる場合註文者又は検査員に於て必要と認めたるときは再試験を行ふことを得前項の箇數は註文者の指定に依り適宜之を増減することを得。

第十二條 本規格に合格したる板には検査済印、種別、質別及製造者名若は其の略号を刻印其の他適當なる方法に依りて表示するものとす。

燐青銅棒 (臨時日本標準規格第 26 號)

本規格は時局に鑑み臨時に制定したものにして當分の内之に依るものとす。

第一章 總 則

第一條 本規格は一般用銅青銅棒に之を適用す。

第二章 種 別

第二條 銅青銅棒（以下單に棒と稱す）の種別及其の記號は次の通とす。

種 別	記 號	主なる用途
第一種	PB B1	一般機械用、化學工業用
第二種	PB B2	弁案内、一般齒車
第三種	PB B3	弁案内、一般齒車

第三章 製 造 法

第三條 棒は圧延法、鍛錠法、押出法又は引抜法に依り製造することを要す。

第四條 棒の製造に使用する地金は良質の新地金なることを要す。但し経歴並に成分明瞭にして實用上差支なしと認めたる古地金は註文者又は其の指定したる検査員（以下單に検査員と稱す）の承認を経て之を使用することを得。

第五條 棒は實用的真直、形狀正しく、表面平滑清潔にして、有害なる剥げ疵、縦疵、割れ、振れ其他の缺點なく品質均一なることを要す。

第四章 寸 法 及 公 差

第六條 棒の徑又は對邊距離は附表に依るものとす。棒の長は指定に依るものとす。

第七條 棒の徑又は對邊距離の公差は±1.5% とし公差の最小値は±0.5mm とす。棒の長は指定寸法より短きことなく長きも 5mm を超えざるものとす。

第五章 化 學 試 験

第八條 棒は第1表の成分を有することを要す。但 0.4% 以下の不純物を含有するを妨げず。

第 1 表

種 別	記 號	銅 %	錫 %	磷 %
第一種	PB B1	殘部	1.5~4	0.6 以下
第二種	PB B2	殘部	5~7	0.6 以下
第三種	PB B3	殘部	8~10	0.6 以下

第九條 棒の製造者は 1 鑄塊又は 1 熔解毎に分析成績を註文者又は検査員に提出するものとす。但註文者又は検査員に於て必要なしと認めたるとときは本試験を行はざることを得。註文者又は検査員に於て必要と認めたるとときは指定の棒より試料を採取し分析を爲すことを得。

第六章 抗 張 試 験

第十條 棒の長の方向より切取りたる標準抗張試験片第四號を用ひ第2表の規定に合格することを要す。但徑又は對邊距離 6mm 未満の棒に在りては本試験を省略することを得。徑又は對邊距離 35mm を超ゆる棒に在りては其の試験片は成るべく外面に近き部分より切取るものとす。

第 2 表

種 別	徑又は對邊距離 mm	抗張力 kg/mm ²	伸 %
第一種	50 未満	32 以上	15 以上
	50 以上 100 未満	30 以上	15 以上
	100 以上	28 以上	15 以上
第二種	50 未満	47 以上	15 以上
	50 以上 100 未満	45 以上	15 以上
	100 以上	40 以上	15 以上
第三種	13 未満	50 以上	10 以上
	13 以上 50 未満	47 以上	15 以上
	50 以上 100 未満	45 以上	15 以上
	100 以上	40 以上	15 以上

第十一條 供試材の採取、抗張試験に要する試験片の製作に必要な供試材の採取は第3表に依るものとす。但供試材 1 瓶より抗張試験片 1 瓶を作るものとす。

第 3 表

徑又は對邊距離 mm	一組ノ區分	供試材の數
------------	-------	-------

13 未満	50 瓶又ハ其ノ端數	1
13 以上 25 未満	25 瓶又ハ其ノ端數	1
25 以上	10 瓶又ハ其ノ端數	1

第十二條 供試材は規定の處理の外熱處理、槌打其の他材質を變更するが如き處理を施さざるものとす。

第十三條 抗張試験の成績が規格に合せざる場合註文者又は検査員が再試験の必要を認めたるとときは更に同一組より 2 倍の試験片を探り試験を行ふことを得。此の場合に於ては試験片の全部が其の試験に合格することを要す。

第七章 檢 査

第十四條 試験片又は分析試料にして其の試験成績が本規格の一部若は全部に適合せざるときは其の代表する組を不合格とす。

第十五條 本規格に合格したる棒には検査済の證印、種別、記號及製造者名若は其の略號を刻印其の他適當なる方法に依りて表示するものとす。

附 表

單位 mm

丸 徑	四 角 邊	六 角 對邊距離
6	6	9
(7)	7	7
8	8	8
(9)	9	9
10	10	10
(11)	12	12
12	12	
13	13	
14	14	14
15	15	
16	16	
(17)	17	17
18	18	
19	19	19
20	100	
(21)	21	21
22		
(23)	23	23
24		
25		
26	26	26
28		
30	29	29
32	32	32
34		
(35)		35
36		
38		38
40		41

備考 括弧を附したるものは成るべく使用せざるを可とす。

銅青銅板銅青銅棒の説明

銅青銅板は機械用ばね化工業用品等に又銅青銅棒は一般機械部分品化學工業用品等に用ひらるる重要なものなるが本邦に於ては從來標準となるべき規定なく多種類のものが製造せられ良品を求むること困難なる實情に在るを以て品種を整理統一して本品の製造業を発達せしむると共に種類の單純化に依て銅及錫の節約を図ることを急務と認め廣く製造及使用の状況を調査し、慎重審議の上決定したるものなり。

銅青銅板は銅及錫の量に依り 2 種に分け更に熱處理に依り夫々軟質半硬質、硬質、硬質に區分し、銅青銅棒は成分に依り 3 種に區分し何れも種別記號、製造法、化學試験、抗張試験、寸法及其の公差及検査方法に付規定し尙銅青銅板には屈曲試験をも行ふこととしひに付規定せり。

内外最近刊行誌参考記事目次

- 日本機械學會論文集** 第6卷 第22號 昭和15年2月
 ○熔接罐の試験報告 山田 勝・藤元 章雄 (II-1)
- 電氣化學** 第8卷 第3號 昭和15年3月
 ○誘導電氣爐 吉村 英文 (25)
 神 鋼 第3卷 第12號 昭和15年3月
 ○デュラルミンの固溶處理 (Solution Treatment)
 が鑄造組織並に加工性に及ぼす影響 若本洋之助 (147)
- 日本金屬學會誌** 第4卷 第3號 昭和15年3月
 ○鐵合金の耐酸性 (第5報) Fe-Cr-Co系及 Fe-Cr-Cu系合金の耐酸性 佐藤 龍猪・村上武次郎 (65)
 ○導電用時効性銅合金の研究 岡本 正三 (69)
 ○軸承用 Cd 合金の凝固に依る收縮率 金子 秀夫・佐藤 知雄 (76)
 ○歯科用合金の耐蝕性 茂木 正雄・多賀谷正義 (83)
- 工業雑誌** 第76卷 第952號 昭和15年4月
 ○ニッケル製軸受に就て 松原 正良 (155)
- 水曜會誌** 第10卷 第3號 昭和15年3月
 ○茂山鐵山に於ける磁力探鑽に就て 東中 秀雄・藤田 義象 (151)
- 工業化學雑誌** 第43編 第3冊 第505號 昭和15年3月
 ○輕合金に就て 山口 雄次 (212)
 ○ニッケル製鍊に關する所見 小松原久治 (215)
- 燒料協會誌** 第19卷 第210號 昭和15年3月
 ○保溫材の基礎的性質 清水 定吉 (191)
 ○石炭の發熱量計算式に就て 香坂要三郎 (212)
- 全ハガネ商聯盟會報** 第2卷 第4號 昭和15年3月
 ○特殊鋼協議會の規約改正 齋藤 正 (1)
 ○東京中間鋼配給會創立總會 (32)
 ○特殊鋼需給統制大懇談會議事錄 (34)
 ○日本鐵鋼聯合會設立す (12)
 ○鋼材聯の改組批判 筑紫 太郎 (6)
- 鞍山鐵鋼會雜誌** (昭和製鋼)第71號 康德6年(昭和14年)12月
 ○滿洲產耐火粘土及礫土頁岩の研究 (第4)
 滿洲產、日本產及歐洲產各種粘土の加熱效果の比較 小畠政男・西田一雄・三田正揚 (1)
 ○窒素含有量より見たる骸炭瓦斯空氣混入割合に就て 齋藤 良司・丸山 智明 (28)
 ○回轉爐作業に於ける苦土耐火物の熔融、鑄滓の作用 及岩石學的研究 馬場 逸郎譯 (38)
- 造兵彙報** 第18卷 第3號 昭和15年3月
 ○硬厚膜クロムメッキ法 [特に實際作業の要領に就て] 精器製造所 (1)
 ○高速度鋼熔接棒に依る盛金バイトの研究 石塚 行夫 (73)
 ○フラッシュバット熔接機使用による特殊バイトの熔接に關する研究 小林 長市・宮野 二郎 (85)
 ○酸素、水素ガス熔接法の研究 河村 鋼男 (89)
 ○不銹合金製部品の組立並熔接 佐久間雇員譯 (105)
 ○露國に於ける遠心鑄鋼法 彙報掛 (111)
 ○精密ダイヤモンドバイト [切削角及推薦方法に關する概説] 佐久間雇員譯 (114)
- 金屬** 第10卷 第4號 昭和15年4月
 ○各種ダウメタルの成分、性質用途表 (408)
 ○不導體鍛金に就て 政田辰三郎 (409)
 ○加水製鍊によるモヘルメタルの再生 太田 鶴一 (413)
 ○電氣鐵板の話 (II) 尾島 學二 (427)
 ○輕合金の壓延 P.Q.R. 生 (436)
 ○特殊鋼統制品値段表 (2) (453)
- 地質調查所要報** (満洲國)第11號 康德7年2月
 ○安東省岫巖黃家堡子タングステン鑄床並びに附近の地質、特に遼河系變成岩に就いて 浅野 五郎 (1)
- 鑄物** 第12卷 第2號 昭和15年2月
 ○鑄鐵の焼入硬化に就て (2) 岡本 幸治 (97)
 ○低周波無心誘電爐に就て 金田 義夫 (108)
- 工學と工業** 第8卷 第3號 昭和15年3月
 ○本邦製鐵技術展望 吉川 晴十 (10)
 ○我が國の熔接界 仲 威雄 (13)
- 電氣製鋼** 第16卷 第3號 昭和15年3月
 ○鎔銅用鎔物砂に就て (其の3) 吉田 正夫 (111)
 ○Julian's Method に依る鐵鋼中のマンガンの定量に就て 奥野 修 (122)
 ○炭素のX線的研究とそのX線的試験法 松井 清 (134)
- 満洲の技術** 第17卷 第132號 昭和15年3月
 ○大型水壓鐵造機に就て 佐藤 正一・矢野 耕治 (99)
 ○或る Weit に就て 佐藤 常三 (115)
- 日立評論** 第23卷 第4號 昭和15年4月
 ○高速度鋼工具の焼入れに就て 小柴 定雄 (241)
- 熔接協會誌** 第10卷 第3號 昭和15年3月
 ○熔接罐の試験報告 二宮安三・丸山芳夫・氏家竹次郎 (85)
 ○鐵道工場に於ける熔接工の養成 福島 覚一 (92)
- 満洲冶金學會報** (旅順)第2卷 第24號 昭和15年4月
 ○歐米に於ける製鐵鋼業視察談 井門 文三 (1)
 ○瓦斯壓力調節機に就て 福井 真 (29)
- 鐵鋼聯盟調查報** 第16號 昭和15年4月
 ○英國鐵礦石の生產條件 森 茂樹 (2)
 ○鐵鋼需給と價格引下 ラオドル・イーンテマ (14)
 ○歐洲動亂下の國際粗鋼輸出カルテルの動向とその發展 史概觀 笠原 敏郎 (22)
- 採鑄冶金月報** 第18年 第4號 昭和15年4月
 ○苛性曹達液中に於ける鋅力の電氣分解に就いて (III) 大山 高良・小松原久治 (111)
 ○選鑄場に於ける收塵の問題 金澤 一夫 (117)
 ○兵庫縣龜父郡夏梅ニッケル鑄床附近の蛇紋岩に就て 金子 益 (126)
 ○満鐵式海綿鐵製造法大要及製鋼實績 (135)
- 電氣化學** 第8卷 第4號 昭和15年4月
 ○鍛金の密着力試驗に關する研究 村上 透 (1)
 ○電氣材料の熱的性質に關する總括的吟味 西藤 一郎・清水 定吉 (8)
- 日本化學會誌** 第61帙 第3號 昭和15年3月
 ○酸性白土懸濁液の沈降速度と水素イオン濃度との關係 (第2報) 柴田雄三郎 (239)
 ○ α -トロソ β -ナフトール (Co, Cu, Fe, V, Pd, U), モリブデン酸 (Ca), ピクロロン酸 (Ca, Pb, Th) 及び醋酸ウラニル亞鉛 (Na) による諸金屬の定量と水素イオン濃度との關係に就て
- 池田 正・星宮 啓・谷井 潔 (269)
- 調查月報** (満洲國實業部) 第2卷 第4號 康德7年4月
 ○日滿鐵鋼業の趨勢 企畫課資料係 (1)
 ○動亂渦中の歐洲鐵鋼業概觀 同 (47)
 ○窒素含有量より見たる骸炭瓦斯の空氣混合割合に就て 齋藤 良司 (51)
 ○電氣爐に就て 企畫課資料係 (73)
 ○平爐に於ける脫硫に就ての研究 同 (89)
 ○歐洲に於ける貧鐵處理の現況 同 (103)
 ○印度のマンガン鑄塊概況 同 (107)
 ○獨、佛の鐵鋼石及石炭交易 同 (119)
 ○南阿弗利加の鐵鋼業 同 (123)
 ○歐洲に於ける鋅力板製造 同 (129)
- 全ハガネ商聯盟** 第2卷 第5號 昭和15年4月
 ○新なる段階に立つ鐵鋼統制策の検討 内山 一郎 (2)
 ○鐵鋼需給統制規則解説 保科 治朗 (8)
 ○特殊鋼統制機構の解明 岡村 武 (6)
 ○開闢炭礦視察記 岡村 武 (32)